

～野々市市は平成 24 年 4 月 1 日から特定行政庁へ～

平成 24 年 4 月 1 日から野々市市で 建築確認業務等を開始します。



■平成 24 年 4 月 1 日以降の確認申請等の提出先について

平成 24 年 4 月 1 日以降の提出先・・・野々市市役所

■石川県より事務委譲（委任）により野々市市で取扱うこととなる予定の業務

- ・ 建築確認申請の審査及び中間・完了検査
- ・ 確認申請台帳に記載されていることの証明
- ・ 建築計画概要書の閲覧
- ・ 都市計画法に基づく許可等の申請（開発行為等）
- ・ 開発登録簿の閲覧並びに写しの発行
- ・ 長期優良住宅の認定申請
- ・ 建設リサイクル法の届出
- ・ 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（バリアフリー条例）の届出
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の届出
- ・ 石川県景観計画に基づく届出

■手数料について

平成 24 年 4 月 1 日以降に納入する手数料は、すべて現金で野々市市への納入となります。
（石川県証紙では納入できません。）

■中間・完了検査について

平成 24 年 3 月 31 日までに石川県（石川土木総合事務所）の建築主事に確認申請を行った物件で、平成 24 年 4 月 1 日以降に中間・完了検査を予定している場合は、野々市市の建築主事に検査の申請を行ってください。（石川県証紙はご利用できません。）

■その他

- ・ 建築確認申請は、これまでどおり建築主の判断で野々市市又は指定確認検査機関へ申請してください。
- ・ 石川県建築住宅総合センターへの確認申請は、直接同センターに提出してください。（野々市市の経由事務がなくなります。）
- ・ 確認申請を行う場合（指定確認検査機関を含む）は、「野々市市建築・開発指導要綱」による、計画敷地に関する道路の状況及び関係法令に関する調査票又は土地開発事前協議書により調査を行ってください。
- ・ 各種申請書や添付書類の様式は、今後改めて定める予定です。

詳細は順次、建設課窓口及び野々市市ホームページでお知らせしていきます。



<お問い合わせ先> 野々市市産業建設部建設課建築開発担当
電話 076-227-6087 ホームページ <http://www.city.nonoichi.lg.jp/>